

対象：事業主、管理者、人事担当者向け

2022年4月より中小企業へも対応が義務化されました。

改正 労働施策総合推進法セミナー (通称：パワハラ防止法)

以前、「雇用対策法」と言われた法律が改正され2018年より「労働施策総合推進法」(通称：パワハラ防止法)となっています。

働き方改革の一環として多様な働き方を促進させる事を目的として改正されましたが、パワーハラスメントの防止も規定されている為、パワハラ防止法とも言われています。2020年6月から大企業に適用されていたパワーハラスメントの防止義務が、2022年4月より中小企業にも義務化されています。

その為、この法律に対応した仕組みづくりやパワーハラスメントとはどのような事例が該当するかを事業主自らが理解する事が必要であり、本セミナーで詳しく解説致します。

日時 2023年2月7日 (火) 14:00~16:00

会場 宜野湾マリン支援センター
(宜野湾市大山7-10-27) 定員30名

受講
無料

主催 宜野湾市商工会

講師

岡 法務事務所 特定社会保険労務士

岡輝一 氏

平成25年12月に岡法務事務所を設立。その後、沖縄県社会保険労務士会総合労働相談員、沖縄県最低賃金相談センター相談員、沖縄県働き方改革推進支援センター・センター長、沖縄県医療勤務環境改善支援センター・副センター長等を歴任。

【保有資格等】

社会保険労務士、法務博士、行政書士、宅建建物取引主任者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日は入場時にマスクの着用のご協力をお願い致します。

セミナー申込書

FAX.098-897-9467

※送付状は不要です。この用紙を切り取らずにそのまま送信して下さい。

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
受講者名		部署・役職	

【主催・お問い合わせ先】

宜野湾市商工会 TEL.098-897-0111 (担当)米須